

西ドイツ金融諸機関の自己資本問題

——信用制度法第3次改正をめぐる諸論争——

山 口 博 教

目 次

はじめに

- I. 問題の所在
- II. 金融諸機関自己資本の諸規定
- III. 金融諸機関の責任自己資本と競争
- IV. 信用制度法(KWG)第12条問題
- まとめ

はじめに

本年6月、信用制度法 *Gesetz über das Kreditwesen* (KGW) の改正案を西ドイツ連邦議会へ上程することが、連邦金融大臣によって表明された。このKGW改正案は、前SPD政権以来、西ドイツ政府の懸案事項であったが、CDU/CSUへの政権交代により、上程が遅延していたものである。(1983年6月のこと)

今回の改正案の中心点は、フランクブルター・アルゲマイネ紙によると、「銀行監督下での(資本)連結の導入 die gesetzliche Einführung einer von der Bankenaufsicht kontrollierten Konsolidierung」であるといわれている。具体的には、国外支店を含む一銀行コンフェルンの与信量の上限を、責任自己資本の18倍までとしたいというものである⁽¹⁾。

ところで、筆者がこの改正問題に最初に触れたのは、SPD政権下での信用制度についての諮問委員会の答申報告(以下ゲスラー委員会報告とする)であった⁽²⁾。この委員会は、改正案の中心となっている、金融機

関自己資本問題について、とくに KWG 第10条、第12条に絞って様々な検討を加えたのであった。すなわち、銀行自己資本低下の原因、それへの対策をめぐる、批判論、反批判論を整理したうえで、委員会としての独自の改革案を準備したのである。

ただし、ゲスラー委員会のこの金融諸機関の自己資本についての答申部分は、筆者にとって理解が容易ではなかった。それは、この部分が答申全体の1/4に及ぶという量的問題はさておき、次のような原因のためであると考えられる。まず第一に、金融機関自己資本問題が、経済学上ののみならず、法律問題であること。しかも、これが銀行監督という行政上の法律の運用にかかわってもいること、である。さらに問題が複雑になっているのは、種類、性格、歴史の異なる諸機関の自己資本が、一つの法律で規制をうけていることである。かつ、近年、これらの諸機関の間での競争が一段とげしさを増し、各信用機関グループの諸利害が絡んでいるためもある。第三に、銀行自己資本と一口に呼んでも、その中には、論者によって様々な概念があり、統一的理解が得られていないこともある。さらには、自己資本の構成要素にかかわる、翻訳上の困難さもつきまとった。

しかし幸いなことに、筆者は、この問題について、エアランゲン・ニュールンベルク大学、オットー・ハーン教授の講演を聞く機会を得た。

(この講演会は、本年 4 月、日本証券経済研究所の主催で、東京で行なわれたものである。また、講演終了後、懇談会がもたれ、そこで、筆者の疑問点についても、解答を得ることができた⁽³⁾。)

さらに、この他この金融諸機関の自己資本問題についての、いくつかの西ドイツ文献、ならびに日本語文献入手することもできた⁽⁴⁾。

そこで、この小稿では、以上の諸文献にもとづいて今回の法改正の背後にある西ドイツ金融諸機関の自己資本問題を、以下の点に絞り、検討を加えてみることとしたい。まず第一に、この問題が生じた契機が何であり、議論の焦点がどこにあるのかということ。次に、自己資本の概念規定にかかわる問題。最後に、各信用機関が独自に抱えている問題とそれに対する政策提案についてである。

ただし、あらかじめ断っておかねばならぬないのであるが、各信用機関の自己資本動向を実証的に解明することは、この小稿では、できなか

った。この点については、いずれ別稿にてまとめる予定でいる。

また、用語の翻訳では、脚注に挙げた日本語の諸文献を参考にした。各論者により異なる訳語もあるが、筆者の意志で、適宜選択をした。もし訳語上、不都合があれば、御指摘いただければ幸いである。

なお、本論に入る前に、信用制度法と KWG と、信用の基本原則 *Grundsätze* の必要箇所を以下に挙げておく⁽⁴⁾。

KWG 第 2 編 信用機関の規定

1. 自己資本と流動性

第10条 自己資本装備

(1) 信用機関は、債権者に対する義務の履行、特に依託された資産の保全のため、適度の責任自己資本 ein angemessenes haftendes Eigenkapital をもたねばならない。連邦監督局は、連邦銀行の同意の上で基本原則 *Grundsätze* を定める。これをもってこの第一項が順守されているかどうかが判断される。—信用の基本原則 I — (以下略)

(2) 責任自己資本とみなされるものは、

1. 個人商人、合名会社、合資会社の場合、出資金と積立金から、企業主 Inhaber 又は責任社員 die persönlich haftenden gesellschafter に対する出資払戻し額ないし貸付額と企業主の個人資産 das freie Vermögen に対する負債超過額を控除した額ただし、合名・合資会社の場合には、払込済出資金 das eingezahlte Geschäftskapital のみが考慮されている。

2. 株式会社、株式合資会社、有限会社の場合、払込済出資金 das eingezahlte Grund-order Stammkapital から、自社株、事務上の持株を控除した額と積立金。株式合資会社の場合は、さらに、資本金に組み込まれていない責任社員の資産預託 Vermögenseinlage を加える。ただし責任社員に対する出資払戻し額と貸付額は控除される。

3. 登録済協同組合の場合、出資金 Geschäftsguthaben と準備金に加えて、連邦金融大臣が連邦銀行からの意見聴取後、律法処置により定めた追加額。この追加額については、組合構成員の責任保証義務 Haftsummenverpflichtung を考慮する。組合構成員の出資金は業務年次末に決定する。年次報告書に一中略一別個に表示される協同組合の準備基金 Reservefonds への持分払込請求分は除外する。連邦金融大臣は、律法処置の遂行権限を連邦監督局へ移譲することが可能である。

4. 公法(上)貯蓄銀行とこれに準ずる私法(上)の貯蓄銀行の場合、積立金

5. 4 番に該当しない公法上の信用機関の場合、払込済給付金 Dotationskapital と積立金

6. その他の法形態の信用機関の場合、資本金と積立金

(3) 責任自己資本には、純益金が算入されるが、それは、出資金、積立金、業務持分への表示にのある場合に限る。発生した損失額は、この責任自己資本から支払われる（以下略）

(4) 匿名社員の資産預託 Vermögenseinlage が責任資本に算入されるのは、それが損失全額に参加するかまたは信用機関債権者への債権返還後に返還請求が可能な場合である。企業主または責任社員の告知済個人資産 nachgewiesenes freies Vermögen は銀行監督局の提議において一定程度までは、責任自己資本として考慮される。

(5) 略

第11条 流動性

信用機関は、その資金を投下するにあたり、いかなるときでも、充分な支払準備を保証していなければならない。連邦監督局は、連邦銀行との合意の上で、信用機関の流動性が充分であるか否かを判断する基準となる諸原則を定める。—信用の基本原則 II, III—（以下略）

第12条 不動産、船舶、持株への投資

土地、建築物、船舶、持株への金融機関の継続投資 die dauernden Anlagen は、帳簿上の計算でこれらの総額が責任自己資本を超過してはならない。ただし連邦監督局は、提議によって、信用機関がこの規定の枠を離れることを認めるることもできる。

信用機関の自己資本と流動性に関する基本諸原則 1969. 1. 20(改訂、補足は1972.12.22, 1974. 8. 30告示による)

(1) 連邦（信用制度）監督局は、1961年10月付信用制度法 KWG 第10条第1項の 3、及び第11条第 3 項の規定に従って、連邦銀行の同意と信用機関の諸連盟のトップ層 Spaltenverbände への意見聴取後に諸原則を公示する。これにより、信用機関の自己資本が適度であるか否か、流動性が充分であるかどうか通常判断される。

(2) 信用機関がこの諸原則に規定された上限を、かなりの程度超過したり、

西ドイツ金融諸機関の自己資本問題

繰り返し超過した場合、この機関は、必要な自己資本を備えていない（原則 I と原則 I a）か、流動性が不充分である（原則 II, III）との推察根拠をもつとみなされる。ただし、信用機関の自己資本と流動性の適切性の判断に際しては、情況に応じた多少の超過が正当化される特殊条件が考慮されることがある。

(3)～(6) 略

原則 I

(1) 貸倒引当金及び分割貸出業務上の手数料収入の繰延額を控除した、与信額と持株額は、責任自己資本の18倍を超えてはならない。与信額とみなすものは、以下の通り。

1. 手持ちの為替手形、取立てのため満期前に発送している為替手形
2. 信用機関、取引顧客への各種債権（商品取引に関与している信用機関の商品取引上の債権を含む）
3. 諸偶発債権 a)～c) 略

(2)～(3)略

(4) 公法上の国内法人（信用機関を除く）と連邦の特別基金 Sondervermögen への与信額は算入しない。

原則 I a 略

原則 II（長期流動性比率）

以下の諸項目を控除した金融機関の投資額は、長期的財務資金を超過してはならない。

1. 約定期間、告知期限 4 年以上の、金融機関、顧客に対する債権
 2. 非上場有価証券
 3. 持株
 4. 経営を支配しているか過半数持株下にある会社株式
 5. 土地・建築物
 6. 営業用設備 der Betriebs- und Geschäftsausstattung
- 長期財務資金とは以下のものをいう。
1. 自己資本
 2. 金融機関と銀行業務上、他の債権者に対する債務で、約定期間ないし告知期限 4 年以上のもの（貯蓄預金を除く）
- 3～8 略

原則III (短期流動性比率)

以下の諸項目は、諸引当金控除後の財務資金総額を超過してはならない。

1. 約定期間、告知期限が3ヵ月以上4年以下の金融機関に対する債権の20%。
2. 約定期間、告知期限が4年以下の顧客に対する債権(商品取引に関与している信用機関の商品取引上の債権を含む)
3. 顧客振出しの替手又は約手で金融機関手持ち分とこの種の市場流通手形から生ずる偶発債権; () 内省略—
4. 上場証券、投資基金証券
5. その他の資産(商品取引に関与している信用機関の商品持分)

財務資金とは以下のものをいう。

1. 信用機関に対する要求払債務と約定期間、告知期限を3ヵ月以下の債務の10%。ただし雇客の依頼により第三者に利用される信用を除く。
2. 約定期間、告知期限3ヵ月以上、4年以下の信用機関に対する債務の50%、ただし同上。
3. 顧客の依頼により第三者に利用される信用から生ずる、該当信用機関に対する債務の80%。
4. 貯蓄預金の20%。

5～8 略

この他に、原則IIでの財務上の剩余を加算し、財務上の不足を控除する。

註

- 1) 連邦監督局は、今年の10月に、連結についての協定の変更について信用諸機関と審議に入ることが表明されている。FAZ, "Kreditwesen—Novelle noch in diesem Jahr" Donnestag, 9. Juni 1983, Nr. 131/Seite 11. なお、この点については以下のものも参照した。『金融財政事情』、1983. 6. 20, 73ページ。Wall Street Journal, "Germany May Extend Its Capital-Ratio Rule To Banks Subsidiaries", 8. June 1983.
- 2) 文献① Schriftenreihe des Bundesministeriums der Finanzen Heft 28, Bericht der Studienkommission, "Grund satzfragen der Kreditwirtschaft", FRITZ KNAPP VERLAG FRANKFURT/MAIN, 1979. 報告要旨は加藤史夫氏の訳が出されている。(全国銀行協会連合会『金融』401。1980. 8所収。)
- 3) 文献② Prof. Dr. Oswald Hahn, Erlangen-Nürunberg, "Die Vorstellungen über eine Bankenreform in der Bundesrepublik". 講演と懇

西ドイツ金融諸機関の自己資本問題

談会の内容は、同研究所、西ドイツ資本市場研究会により訳出されている。(「西ドイツの金融制度改革について」、財団法人、日本証券経済研究所、『証券資料』No79, August 1983, 18ページ以下を参照されたい)

4) その他の文献

- ③ Ulf R. Siebel: *Eigenkapital und Quasi-Eigenkapital von Kreditinstituten...Bemerkungen zum Thema mit rechtsvergleichenden Hinweisen...*, 1980, Fritz Knapp Verlag, Frankfurt am Main. ジーベル氏は法律家で、銀行の共同持ち主である。氏は、個人銀行の立場から論陣を張り、「責任自己資本概念の拡大を主張している。
- ④ Rudolf Holdijk: *Die Eigenkapitalprobleme der deutschen Sparkassen...Kriterien und Realisationsmöglichkeiten einer angemessenen Eigenkapitalausstattung...*, 1979, Gabler Verlag, Wiesbaden. 貯蓄銀行の責任自己資本を扱った著作。R・ホルデュク氏は、様々な改革案を検討している。この本は、L・ミュルハウプト教授編、ウェストファリッシュ・ヴィルヘルム大学(ミュンスター)信用制度研究所の出版シリーズの22巻目として出版されている。
- ⑤ Axel Tochtermann: *Der Haftsummenzuschlag der Kreditgenossenschaften als haftendes Eigenkapital im Sinne des KWG...Eine Untersuchung seiner gesellschaftlichen, aufsichtsrechtlichen und wettbewerbspolitischen Bedeutung...*, 1980, Vandenhoeck & Ruprecht, Göttingen. W・ハム教授編、フィリップ大学マールブルク(ラーン)協同組合研究所出版。協同組合制度シリーズ第53巻。A・トクターマン教授はこの中で、ドイツにおける協同組合史を整理し、その現在の経済的意義を確認している。とりわけ信用組合独自の責任保証額追加を擁護している。
- ⑥ *Gesetz über das Kreditwesen in der Fassung der Bekanntmachung vom 3. Mai 1976*, SARTORIUS Band 1, Verfassungs- und Verwaltungsgesetze der Bundesrepublik, 856, C. H. Becksche Verlagsbuchhandlung, München.
- ⑦ Grundsätze über das Eigenkapital und die Liquidität der Kreditinstitute vom 20. Januar 1969, geändert und ergänzt durch Bekanntmachungen vom 22. Dezember 1972 und 30. August 1974, *Jahresberichte der Bundesbank*.
- ⑧ 西内彬、「欧米主要国における金融制度改革の動向」、大蔵省広報「フ

「アイナス」, 1977年9月号。

- ⑨ 篠原、「英国および西独の金融制度・金融機関の特徴」, 三井銀行調査部, 『三井調査月報』, 78/10, №519
 - ⑩ 「EC 各国の銀行に関するレギュレーション, III西ドイツ」<国際通貨問題シリーズ№21><海外金融制度シリーズ№24>, 1982年1月, 株式会社興銀データサービス。
- 4) 文献①の加藤氏の訳, ⑩を参考に筆者が⑥, ⑦より訳出した。

I. 問題の所在

今回の信用制度法改正の焦点である信用機関自己資本問題には, 自己資本の量と質にかかる二つの側面があると考えられる。まず量的側面については, 近年におけるその低下傾向, 低下現象がある。これは, 単に信用機関親会社のB/Sに表わされている, 負債総額にしめる自己資本の割合が低下しているだけにとどまらない。連結B/Sで表示されたコンツェルンの国外支店を通じた与信量との関係での低下の問題が含まれているのである。

次に, 質的側面で問題となっているのは, そもそも責任自己資本を何と規定するかの問題である。これは, 西ドイツにおける各種信用機関, とりわけ, ユニバーサルバンクの諸グループ(民間銀行, 廉蓄銀行, 信用協同組合)の間における競争と関連する。すなわち, 諸グループの取引対象分野・領域の接近, 取引業務の同質化に伴う問題である。具体的には, これまでの歴史的経過の中で認められてきた個人銀行, 廉蓄銀行, 信用協同組合に対するKWGによる優遇処置を, 現時点でどう評価すべきかの問題である。

まず, 1970年代に生じた, 銀行批判との関連で, 銀行自己資本に向けられた批判点を概観しておこう。ゲスラー委員会は, この点を以下のように整理した⁽¹⁾。

1. 西ドイツ信用機関の自己資本設備は, 低下傾向をたどっている。これは, 國際的にみても顕著であり, とりわけ公法上の信用機関においてそうである。
2. 自己資本の低さは, 銀行業務上の危険を増加させている。もはや,

西ドイツ金融諸機関の自己資本問題

信用制度法上の基本原則Ⅰは、その妥当性を失なっている。

3. 責任自己資本概念も問題がある。一つの他の信用機関に対する持株により、新たな自己資本準備なしで、与信力の拡張が行なわれている。(いわゆる信用ピラッドの構築 Aufbau sog. Kreditpyramiden)
4. 銀行の行ないえない信用創出のための信用機関社員による影響力の利用、非常に短期的な、匿名社員預託の責任資本への算入、これらは、払込済、損失への完全参加額を責任自己資本とすべき KWG の原理に違反している。
5. 信用協同組合の責任保証額追加 Haftsummenzuschlag の自己資本への算入は、同じ理由で信用の基本原則に反するものである。これは、ユニバーサルバンクとして表したこの機関に対し不当な競争上の優位性を今後とも存続させる。また、他の信用機関に対し、第三者責任義務(機関負担 Anstaltslast)を自己資本として認めることにもなってしまう。これらの例外規定は、通貨改革後の復興時期にこそ正当化されたが、もはや一般原則としては認められない。

以上にみられるごとく、銀行批判論では、KWGの抜け穴を利用した信用機関による信用活動の拡張、KWGそのものの抱える競争条件の問題が指摘されている。ここには、1960年代から始まり、70年代を通して、しだいに顕在化してくる西ドイツ経済に内抱され、かつ外延化する諸問題の一つが集約されたものであると推察される。

それはともかくとして、ゲスラー委員会、とりわけその多数派の見解では、以上の批判論のもつ経済的、銀行経営上の意義を汲み取ろうという姿勢がみられる。もちろん、同委員会は、この批判論に対する反批判論をも整理検討を加えている。とくに、自己資本の量的側面については、批判論がいうほどには、その低下傾向に対する懸念は表明してはいない。

ただし、多数派見解は、国外での信用ピラミッド問題では、KWGの諸原則の一部改正を提案し、抜け穴を埋める立場を堅持している。また、国内問題でも、競争条件の同質化を考え、KWGの運用の厳密化、競争に関するKWGの中立性の維持のため、その改正を用意したのであった。

しかし、この多数派見解とは、異なる考え方がある、他方では多数存在する。こちらの方では問題の所在そのものの把握の仕方も別の観点で行なわれ

ている。(ゲスラー委員会少数派見解は、これらの見解のいずれかを、各々代表したり、反映したりしているため、あえて、ここで挙げないことにする。)

まず、その一つの極端な見解として、個人銀行家の視点を表わすと考えられる。U. R. ジーベル氏の主張をとりあげよう。氏の見解は、ゲスラー委員会少数派とは逆に、KWG 基本原則の運用を、さらに緩和すべきであるとする立場に立つ。その論拠は以降の通りである⁽²⁾。

1. 利ざやの縮少、人・物件費増加、引き続く B/S 量の拡張という経営環境は、新たな自己資本を同時に必要とするのに、収益自体が縮少し、充分に行ないえない。この状況は、とくに個人銀行家についていえる。
2. しかも、個人銀行家は、資本市場への参加の道を選ぶことができず、他の自己資金調達形態を展望せざるをえない。へたをすると、他の論者のいう如く、「銀行(家)の非私(民)営化 Deprivatisierung des Bankiers」ということにもなりかねない。
- 3.もちろん、「新たな自己資本形態の容認」という点で、「信用業界の諸グループ間の構造上の相違」を考慮しているのは、ゲスラー委員会少数派のみである。
4. いかなる資金を責任自己資本とすることができる、する必要があるかの問題、擬似自己資本 Quasieigenkapital 問題は、法的取り扱いの平等という視点で考えるべきである。
5. その際、インフレ率の増加、ユーロ市場の急成長を考慮すべきである。前者は資本の水増し、後者は、リスクの拡大となる。

以上の論拠から、ジーベル氏は、ゲスラー委員会の視点が、自己資本規制に関して短期的なものであると批判を加えている。

次に、貯蓄銀行 Sparkassen でのこの問題に取り組んでいる、R. ホルディュク氏は、次のような問題設定を行なっている⁽³⁾。

1. 貯蓄銀行の自己資本要素は、相対的にみて好ましい状況ではない。西ドイツのユニバーザー は信用機関(総合銀行)の中で、最低の自己資本装備といえる。
2. ただし、その振替中央諸機関(Girozentralen)の貧弱な自己資本装備は、貯蓄銀行のそれとは異なる評価を与えなければならない。と

西ドイツ金融諸機関の自己資本問題

いうのは、中央機関のB/Sは、業務量のかなりの部分がリスクの乏しいものである。さらに、中央機関は、地方貯蓄銀行の流動性準備金をかなりの規模でもついて、これが、その自己資本準備となつてゐる。

3. しかし、貯蓄銀行自体、積立金の蓄積以外には、給付資金 Dotationskaoitalなるものを装備していない。自己資本形成としては、自己金融の方法以外に道が残されていないのである。

4. 現在の議論の中心は、貯蓄銀行がその責任保証資本の基盤の拡大のために、いかなる手段を取りことができるのかという点にある。

以上のうちの2の項目については、ホルディュク氏は、次に扱う協同組合とその中央諸機関との間の関係でも同じであると述べていることを付け加えておく。

そこで、最後にこの信用組合の場合の責任保証追加についての問題をみておこう。この問題に分析を加えた一人として、A・トクターマン氏は、まずその経済的意義を次のように考えている。「組合構成員は、各自の業務持分に対する責任を超えて、組合自体の責任保証規則により、補足分を保証する。この補足的な責任保証が信用協同組合に依託された資産額の安全性を高めるのであり、それゆえ、『担保負担資本 Gewährleistungskapital』と名づけられる⁽⁴⁾」と。

このように、責任保証額追加は、組合という信用機関に特有な自己資本として、KWG上では、これまで容認されてきたのである。したがつて問題は明白であり、将来にわたっても、これを認めるや否や、ということになる。A・トクターマン氏は、この点を、第一に、会社法上、監督法上の視点から、第二に、競争政策上の視点から分析し、以下の視角を与えている。「ゲスラー委員会多数派見解に反し、これらの考察は、今日、責任保証額追加の規則を維持し続けることが正当であることを裏づけるであろう⁽⁵⁾」と。

以上、とりあえず各論者の主張の立脚点を整理することで、問題の所在を明らかにした。さらに、以下の本論で、問題をつめていくことしたい。

註

- 1) 文献①, Tz., 636—642
- 2) 文献③, S. 11
- 3) 文献④, S. 2—S. 4
- 4) 文献⑤, S. 19
- 5) 文献⑥, S. 33

II. 金融機関責任自己資本の諸規定

責任自己資本の規定をめぐっては、その機能、性格、構成についてさまざまな議論が行なわれ続けてきている。すでに触れたように、各論者の間で、いまだに一致点ができあがっているわけではない。

それは、まず信用機関間での利害対立、また、責任自己資本の規定が、立法上の規定であると同時に、銀行監督という法律の運用に絡むことによることもすでにのべておいた。したがって、客観的な要因と、主観的な要因の双方に注意を払わなければならないが、本稿では、とりあえず次の三点について検討していくことにしたい。それは、第一に、責任自己資本の諸機能、第二に、性格づけ、第三に、その構成要素の三点である。

(1) 責任自己資本の諸機能

責任自己資本の諸機能については、諸文献では、以下のようないくつかの分類が行なわれている。(下線は筆者)

K. Fr. ハーゲンミュラー教授の分類⁽¹⁾

1. 設立(創業)機能 Funktion der Errichtungsgrundlage
2. 業務量制限機能 (ブレーキ機能)
3. 担保・保証機能 Grarantie- oder Haftungsfunktion
4. 財務機能 Finanzierungsfunktion
5. 期中損失補償機能 Funktion des intertemporären Verlustausgleich
6. 利益配当基盤機能 Funktion der Gewinnverteilungsbasis
7. 信頼性創出機能 Funktion der Schaffung von Vertrauen (宣伝・

体面機能 Werbe- oder Repräsentationsfunktion)

U. R. ジーベル氏の分類⁽²⁾

1. 担保機能=債権者保護
2. 信頼性機能=信頼性保護
3. 財務機能
4. 管理(制御)機能 Lenkungsfunktion
5. その他の機能

R. ホルディュク氏の分類⁽³⁾

A. 本来の自己資本機能

1. 担保・保証機能
2. 財務機能
3. 信頼性・セールス機能 Vertrauens-oder Akquisitionsfunktion
4. 期中損益調整基盤、期中損益分配尺度

B. 派生的自己資本機能

5. 設立・創業機能 Errichtungs- und Gründungsfunktion
6. 業務量制限機能

以上にみられるごとく、三者の間において異なる分類が行なわれている。これらの相違は、U. R. ジーベル氏によると次のような背景をもっている。「時代の経過とともに、見方が変化することは、すでに歴史的展望が示している。重点が移行してきたのである」⁽⁴⁾と。なるほどと思われることは、50年代のハーゲンミュラー教授の分類では、設立・創業機製が第一番目に来ていることである。それに対し、ジーベル氏の最近の分類ではこれが脱落し、ホルディュク氏のものでも派生的機能として片づけられている。すなわち、近年におけるこの機能が、他のものほどには重大とはなっていないのであろう。

しかし、以上の相違にもかかわらず、筆者が下線を引いた三機能については、ほぼ一致がみられる。また、これ以外の他の機能をも含め各々の項目は、相互に重複する面もあることが違いとなっていると考えられる。

そこで、筆者は、これらのうちとくに、担保・保証機能と財務機能の二つに絞り検討を加えてみることとした。(信頼性機能は、この双方に含ませて考えることにする。)

まず、担保・保証機能について。この機能は、信用機関が生じうるリスクと損失を制限するようにしむけることに意義をもっている。また、発生した損失に対しても、債権者、預金者に対し、機関として責任を負って対処しなければならない。このことから、この機能は、別名「B/S上のクッション機能 die Funktion eines Puffers⁽⁵⁾」と呼ばれている。

ただし、このクッション力（保証力）には、KWGと信用の基本原則によって、一定の振幅と限度が付かれていることを忘れてはならない。というのは、そもそも責任自己資本が、ジーベル氏ののべるごとく、「KWGによる関係量」⁽⁶⁾であるからである。すなわち、それは、信用機関の融資・投資額の1/8を必要最底限とすることになっている。（基本原則I）したがって、融資・投資量の増減とともに、責任自己資本額も変動しうることになる。

また、この機能が実質的に有効たりえるのは、債務請求、業務上の損失の生じた場合でも、対処しうる「通常」の場合である。たとえば、損失量が責任自己資本量を超過する「極端」な場合（経営危機）には、KWGの目的とするこの機能はもはや実効性を失うことになる⁽⁷⁾。（ゲスラー委員長を先頭とする、多数派委員が、とくにこの機能を強調するのは、まさに、1970年代、いくつかの銀行危機の発生に警告を出すためであろうと考えられる。）

したがって、この機能は、財務機能とも切り離せないものである。ジーベル氏が次の説明を与えるのもこのためである。「担保機能は、KWG第13条、信用諸基本原則と結合したとき、はじめてその固有の効果を發揮する⁽⁸⁾」と。ちなみに、第13条は、大口信用（自己資本の15%を超える貸出）に対する規制、原則IIが長期流動性比率、原則IIIが短期流動性比率に関する規制である。

なお、財務機能との関連で、KWG第12条の問題に触れておこう。こちらは、不動産、船舶、持株等の長期（継続）投資 die dauernden Anlagen が、責任自己資本額を超えてはならないことを定めたものである。この点については、次のホルディュク氏の説明を挙げておく。「この規制と自己資本の財務機能との関連が明白となるのは、長期に拘束される資産額が実際に、自己資本で融通される場合である。すなわち、投資時点、たとえば信用機関の創業局面においてのみ問題となる⁽⁹⁾。」

しかし、現在では、すでにみたように創業機能は、それほど重大ではなく、他の問題が生じている。この点についてはIVでくわしく検討することにしたい。

(2) 責任自己資本の性格

責任自己資本の性格規定については大きく意見がわかっている。それは、ゲスラー委員会の多数派と少数派に代表される、KWGの運用の厳密さを要請する見解と弾力性を認める見解である。

まず、多数派の見解では、自己資本が、「基本的に、払込済の固有な資金で、長期にわたり金融機関に留保され、経常損失に充てうるもののみ⁽¹⁰⁾」に限るとされる。その根拠は以下のようであると主張されている⁽¹¹⁾。

1. KWGの目的は債権者保護にある。
2. 責任自己資本の担保・保証機能、クッション機能を充たすのは、「払込済資金」としての自己資本が存在する場合のみである。
3. 銀行監督上、秘密積立金の審査が困難であり、公表積立金のみを責任自己資本とみなす。
4. 人的会社、協同組合の信用機関においては、資本の譲渡、新組合員の加入などによる、会社契約上の結合は長期性をもつ。このため、KWGが解約告知資本を自己資本として認めるとはいえ、自己資本が減少するわけではない。

他方、委員会少数派は、この多数派の性格規定が、狭いものであるとみて、反論を行なっている。こちらの考え方では、責任自己資本の規定として次のようなものでよいとされる。「未払込の固有な資金のみならず、将来の緊急時に流入（流動形態での）が確実とみられる、責任約束 Haf-tungszusagen も、KWG第10条の責任自己資本として認めるべきである⁽¹²⁾。」

このような少数派見解の根底には、経営損失への自己資本の関与を重視しない考え方がある。むしろ、必要なことは、緊急時においては、秘密積立金の取り崩しを含め充分なだけの保証額を準備しうるか否かという点でありと考えられている。とくに、貯蓄銀行と信用協同組合においては、責任保証約束約も視野に入れられている⁽¹³⁾。

したがって、少数派の見解では、責任自己資本の経営的利用、その継

続的存在は、意識的に軽視されているということになる。事実、その経営的意味での担保・保証機能、財務機能は、信頼性機能が損われない程度でよいとされる。

なお、以上の両見解の相違は、ハーゲンミュラー教授の次の説明に端的に表現されている。すなわち、最終的には、KGWの責任自己資本を、「資産の貨幣額」とみなすか、「義務の貨幣額」とみなすかの違いである⁽¹⁴⁾。そして、これまでの法律の運用は、後者の見方を含め、弾力的に運用されてきたようである。多数派は、銀行経営危機を念頭におき、その厳密化を要求したと考えてよいであろう。

(3) 責任自己資本の構成要素

責任自己資本の構成は、一応KGW第10条において、各信用機関ごとに詳細な規定を与えられている。しかし、それの中には、性格を異にする内容があったわけである。大別すると、現実資産として存在すべき、払込済自己資本と、払込まれていない責任保証約束の擬似自己資本である。

以上の理由から、自己資本の構成要素も、各論旨の立脚点の違いにより相違することは当然である。

まず、これを、R. ホルディュク氏の分類でみると以下のようなものとなる⁽¹⁵⁾。

- a) 資本金
- b) 補足資本金
 - 1. 公表積立金
 - 2. 秘密積立金
 - 3. 内部留保利潤
- c) 担保・保証資本金 Das Gewährleistungskapital
 - 1. 資本金未払込部分
 - 2. 個人銀行家の、自由(個人)資産 Freies Vermögen der Privatbankiers
 - 3. 信用協同組合の責任保証額 Haftsummen
 - 4. 公法上の信用機関の担保者責任保証額 Gewährträgerhaftung

みられるごとく、ホルディュク氏の場合には、貯蓄銀行の視点からみ

て、広義の意味での責任自己資本を考えている。

さらに、もっと広範囲にわたる要素を導入しているのは、ジーベル氏である⁽¹⁶⁾。氏の場合には、払込済資本の分類の中にさえ、以下のように、擬似資本をすべりこませている。

a) 払込済擬似資本

1. 匿名会社
2. サブパートナーシップ Unterbeteiligung
3. 二義的関与(額) Nachrangige Verbindlichkeiten
4. 参与貸付(額) Partiarische Darlehn
5. 配当証券(額) Genußscheine
6. 貯蓄銀行における危険資本金預託 Riskokapitaleinlagen
7. 払い戻し可能優先株式(額)
8. 準備金
9. 信託関与(額) Treuhandverhältnis

b) 未払込擬似自己資本

1. 計算可能自由(個人) 資産(額)
2. 信用協同組合における責任保証額追加 Haftsummenzuschlag
3. 有限会社における追加出資義務 Nachschußpflicht
4. 担保者責任保証額一機関負担 Anstaltslast⁽¹⁷⁾
5. パトロン宣言 Patronatserklärungen
6. 未払込会社資本金

驚くことに、ジーベル氏は、払込済擬似自己資本の中に、本来は他人資本とすべき、項目をも含ませている。(aの3, 4) これは、この項目が、自己資本と他人資本の中間的な性格をもっていると考える他はない。二義的関与については、後に触れるが、いずれにしろ、これが、経営難に直面する個人銀行(家)を念頭に置いて考えられたとみてようであろう。

註 1) 文献③, S. 19, ④ S. 62—63, ⑤ S. 121においてハーゲンミュラー教授の分類が引用されている。これまでに行なわれてきた基本的分類として考えてよいであろう。

2) 文献③, S. 19~S. 27

- 3) 文献④, S. 63～S. 73
- 4) 文献③, S. 19
- 5) 文献③, S. 19
- 5) 文献④, S. 63
- 6) 文献③, S. 26
- 7) 文献⑤, S. 41～S. 42
- 8) 文献③, S. 20
- 9) 文献④, S. 66
- 10) 文献①, Tz. 1260
- 11) 文献①, Tz. 1114～Tz. 1119
- 12) 文献①, Tz. 1122
- 13) 文献①, Tz. 1123—Tz. 1124
- 14) 文献③, S. 29 に引用されたもの
- 15) 文獻④, S. VII～S. VIII における目次より, 展開は S. 40～S. 59
- 16) 文献③, S. 35～S. 79
- 17) 文献②, 『証券資料』 No.7932～33ページにハーン教授によるわかり易い説明が載せられている。またIIIの(3)でも再びとりあげる。

III. 金融諸機関の自己資本と競争

(1) 銀行コンツェルンにおける自己資本の重複利用 Mehrfachausnutzung des Eigenkapitals とその規制

ここでいう、多重利用とは、すでに I で述べられているように、銀行コンツェルン内部における、信用のピラミッドの形成のことである。これは、コンツェルン親銀行の持株を受けている子銀行が、自らの自己資本装備を充分伴わずに、親銀行の信用を利用して与信を拡張することにより行なわれる。

とりわけ、問題として取り上げられてきたのは、西ドイツ国外でのピラミッド形成であり、これはユーロ市場を通して行なわれたものが顕著である。とくに、70年代の国外貸付における累積債務に伴う業務上の危機が、銀行法改正を要請していると考えられる。さらに、銀行批判論では、重複利用による KWG と基本原則の失効が、子銀行の多段階設立 mehrstufig hintereinander Tochtergesellschaften と二つの信用機関の

相互持株 wechselseitige Beteiligungen により補強されているのではない
かともみている⁽¹⁾。

以上の批判に対しては、国内では、この問題は重大ではなく、KWG の諸規定も有効であるとの反論がゲスラー委員会により紹介されている。しかし、国外での問題については何らの反論もなされていない⁽²⁾。

また、ゲスラー委員会自身も、西ドイツ諸銀行の国外支店の活動についての銀行批判をほぼ全面的に受け入れている。その論拠を以下に挙げる⁽³⁾。

1. 國際取引の分野では、変動相場制移行後、危険が増大している。これが、法律上は独立した国外支店の活動が活発になったことで、さらに高められている。親会社は、この子会社にパトロン宣言を与えて関与しているため、その損失は、国内本店にはね返ることになる。しかも、これら子会社は KWG の規定を受けず、録行監督が不十分となっている。
2. 極端な場合、ある信用機関が100%出資の子会社をつくり、その出資分が親機関の自己資本の75%に当るとする。子会社が、これを基礎に18倍の信用を与えたとしても、親会社の自己資本で計算すると、13.5倍でしかない。また、子会社の多重相互連結 mehrere hintereinander geschaltete Tochtergesellschaften、相互持株により、一定条件下では、最初の資本を4倍にすることも明らかになっている。
3. この信用ピラミドの形成を行なうのは、とくに大信用機関である。たとえば、ドイツの親機関が過半出資している19のルクセンブルク子会社では、与信量が、責任自己資本の平均22倍となっている。(最低12.5倍、最大34.7倍)

以上の根拠をもって、同委員会は、銀行コンツェルンの海外子会社に対する規制を行なうため、KWG の改正を提案したのであった。

その方法は、いろいろ検討の結果、親会社のB/Sの中に、海外支店出資分を組むこむ、持分連結法 Quoten-Konsolidierungsverfahren である。ただし、この持分については、子会社資本全体の何%以下の場合に組み込みを行なうべきかという点では、委員会内で意見の違いがでている。多数意見では、50%以上の場合と出張されている⁽⁴⁾。

なお、同委員会は、国際業務上、国内業務とは別のリスクがあることを考慮に入れている。ドイツ信用諸機関の国際競争力が低下することにならないよう、KWG改正に伴う、移行上の例外処置をも合わせて提案している。したがって、KWGの厳密化も、一定の制約があることを忘れるべきではないであろう。

(2) 信用機関社員による融資、匿名社員の財産預託、二義的関与

これらは、本来は、銀行の自己資本といえるものではなく、むしろ他人資本と考えるべき筋のものであることは、すでに述べた。しかし、また他方では、擬似自己資本とすべし、という主張もあることも事実である。

まず、社員 *Gesellschafter* (パートナー) 融資についてみると次の批判があるという。「銀行自身が経済的に行ないえない信用を創造するために、信用機関の社員が、その影響力を行使する危険がある⁽⁶⁾」と。ただし、これに対しては、社員融資が、市場実勢に従って行なわれ、かつ銀行経営が良好であれば、問題はないとの指摘も他方ではある⁽⁶⁾。

しかし、ゲスラー委員会は、この点についての批判をほぼ受け入れている。「会社員による影響力の乱用がつきまとう。とくに、市場状況の悪い場合、銀行監督が届かない場合⁽⁷⁾」、「また、有限責任社員 *Kommanditisten* が会社に強い影響力をもっている場合、また融資者が銀行業務に通じていず、人的責任社員である第三者を引き込む場合もある。」⁽⁸⁾

以上の理由で、同委員会は、合資会社、匿名会社では、これを責任自己資本から全額控除すること、資本会社、公法機関では、50%以上の持株をし、機関との結合関係のある場合に限り控除することを提案している⁽⁹⁾。

また、匿名社員の財産預託は、これが信用機関の経営損失に参加しえるものか、否かが争点となった。すなわち、批判としては、この預託は、「実際には、多くの場合に、解約告知が短期に行なわれることにより、緊急時において存在しない危険がある⁽¹⁰⁾」というのである。

この批判に依拠したうえで、ゲスラー委員会は次の提案をしている。匿名社員の財産預託はその解約告知期間を最低 5 年とすべきこと、また、少くとも 3 年のその残存有効期間を付することである⁽¹¹⁾。このねらいが、

西ドイツ金融諸機関の自己資本問題

経常損失へ参加をより確実とし、KGW第10条の規定を運用上、強加することに置かれていることは明白であろう。

なお、経常損失に加わらない資産預託については、二義的関与と同様の取り扱いとするとされてゐる。

そこで、この二義的関与であるが、これは信用機関負債の一種であると考えるべきものである。しかし、「清算時には、通常債権者の債権が満たされた後に、返還請求することができる」点で、通常債権債務関係とは異なっている。また、払込済自己資本と異なり、通常損失に参加しない。「資本金、積立金が食いつぶされた時に初めて要請される」というものである⁽¹²⁾。

ただし、これが一定の条件下で、少くともその一部を、責任自己資本に算入することを、連邦銀行監督局が認めているふしがあるというのである⁽¹³⁾。とりわけ、公法上の貯蓄銀行がこれを利用していることが、ゲスラー委員会により指摘されている。

じつは、貯蓄銀行には、その立法上の規定により、精算時における設立機関（州等の自治体）の機関負担が義務づけられている。この点にこそ、この二義的関与を、預蓄銀行の責任自己資本に組み込みたいという根拠があるといえる。

しかし、多数派委員見解では、このことが認められると、他の銀行との間での競争上の不平等が生じると主張する。したがって、自己資本の補足ということでも、賛同するわけにはいかないとしている。ただし、少数意見として、数量制限をしたうえで、自己資本への算入を認めようという考え方もある。

（3）貯蓄銀行の自己資本

現在、ユニバーサル・バンクとして営業している貯蓄銀行は、他の信用機関と異なる性格が備っている。貯蓄銀行の自己資本の問題も、この点を抜きに考えることができない。そのため、まずこの機関の歴史的特性について、ホルディュク氏等の以下の説明を要約しておく⁽¹⁴⁾。

1. 貯蓄銀行は、自治体ないしその連合体が、無限の保証責任を負う、公法上の自治的、自律的機関である。この機関は、地域への信用供与、とくに、中産層と経済的に弱い立場にいる国民諸層の援助とい

う目的のため、貯蓄資金を集め、投資・融資をしたり、貸付の保証を行なう。

2. 最初の設立は、18世紀後半であり、創業の背景は、この時代に生じた社会問題であった。すなわち、産業化 Industrialisierung の開始という社会・経済変革に伴う、広範な国民諸層の窮乏化である。
3. また、自由主義の理念のもと、問題解決は、個人の自助と自己管理に求められ、国家の活動を拒否し、民間のイニシアチブにより設立された。
4. 自治体的貯蓄銀行制度の形成は、自治管理がプロイセン諸国に移譲された、1878年以降である。1838年のプロイセンでの立法が整つてからは、他地域でも普及し、50年代にはほぼ、現代的な形となった。しかし、民間機関は、逆に後退した。
5. ユニバーサル・バンクへの移行は、1908年の小切手法以来である。後に交互計算業務、第一次大戦時の戦争債の取り扱いなどにより、一大業務銀行となつた。
6. この機関は、民間信用機関が遂行しえない、特定の銀行業務を行なう。すなわち、特定の国民諸層への信用供与という公的課題を負つていて、利潤目的の信用機関ではない。
7. このような設立目的のため、設立自治体（州・市・町・村）ないしその連合体は、機関負担（欠損回避、経常業務上の流動性確保）と担保者保証責任 Gewährträgerhaftung（支払不能時の債権者に対する保証義務）を負っている。また、同様に、活動上の地域制限と、業務量制限をも受けている。

以上の特殊性を踏まえて、貯蓄銀行における自己資本問題の解決案として、三つの提案がなされている。第一は、貯蓄銀行の一部民営化を行なうという提案であり、ここにいう一部とは、営業成績の良い機関が対象となっている。第二に、逆にとくに、弱小機関に対して、自治体の支援を一層強化する提案が出されている。最後に、以上の二案との関連で、未払込自己資本である、責任保証額追加 Haftungszuschlag の取り扱いをめぐる諸提起である。

まず、第一案から言及すると、これは、F D P の研究グループからの提案である。これによると、貯蓄銀行に、民間出資資本を、その自己資

本の半分まで導入しようというのである⁽¹⁵⁾。(資本金、危険資本預託、二義的関与、匿名預託等の形態で)

しかし、ホルディュク氏は、この案が貯蓄銀行の性格になじまないものであることを、以下の論拠を挙げ説明する⁽¹⁶⁾。

1. 民間参与資本には、今以上のより高い金利が付着し、貯蓄銀行にとっては収益負担が増加する。また、配当可能な利潤がもっぱら、民間資本供給者の所へ流出するおそれがある。
2. 民間資本提供者は、リスクを避けたがるなどして、利潤目的をとつてない貯蓄銀行の業務原則を圧迫することになる。貯蓄銀行にとっての公的課題の遂行が不可能となる。

なお、ゲスラー委員会も、ほぼこのホルディュク氏の考え方と同じ立場に立っている。ただし、この部分民営化モデルの導入は、各州にその決定権があるため、同委員会が答申を出す責任を負っていないとし、格段の提案には及んでいない⁽¹⁷⁾。

次に、自治体負担を増加する案であるが、これは、具体的には、給付資本（金）の設定という形で出されている。内容は、収益力の乏しい貯蓄銀行に対し、自治体がその財政ないしは借入により、給付する資金である。

しかし、ホルディュク氏、ゲスラー委員会ともこの提案には疑問をいだいている⁽¹⁸⁾。それは、60年代以降、自治体財政自身が困難となってきていること、自治体の借入後の返済能力が確実ではないこと、したがって、この導入がなされたとしても、例外の場合でしか考えられないことなどが、その理由である。ただし、ゲスラー委員会は、この点についても、各州が状況に応じて決めるべきものであるとしている。

最後に、貯蓄銀行の機関負担、担保者保証責任にもとづく責任保証額追加の問題がある。結論的にいうと、ゲスラー委員会内部でも、これを認めたくない多数派の見解と、容認する少数派のそれに分かれている。

まず、多数派の論拠をまとめると、こうである。第一に、この追加額を認めると、KWGの責任自己資本規定の効力が失なわれること、第二に、そもそも、この追加額の源泉は、自治体の税収入であり、これが認められると、貯蓄銀行の他機関に対する競争上の優位性が生じること、しかも、高い自己資本装備のある貯蓄機関には、ますます有利に、その

乏しい機関には不利に作用することである⁽¹⁹⁾。

他方、少数派見解では、責任自己資本の50%までは、この追加額の算入をすべき出張があり、その論拠は次のようなものである。第一に、公的的性格からみて、自己金融以外の外部金融手段をもっていないこと、公共機関の活動では、税収力が、金融上・責任上の最終基礎とならざるを得ないこと、最後に、他機関においても、競争上の優遇処置が得なわれていることなどである⁽²⁰⁾。

なお、ホルディュク氏は、この追加額の長所と短所を指摘している。それは、この機関負担金が自己資本コストの増加に結びつかず、追加額が、一種の「自己金融プレミアム Selbstfinanzierungsprämie」とみなされること、他面では、これによって、その業務量制限が無効となり、長期的には、貯蓄銀行の責任自己資本がこれのみによって構成されるという、不健全な事態を優慮しなければならないことである。⁽²¹⁾

いずれにしろ、この追加額自体は、すでに確認されたごとく、未払込自己資本であり、他の擬似資本との間連で評価が下されるなければならないものである⁽²²⁾。

(4) 信用協同組合の責任保証額追加 Haftsummenzuschlag

この追加額は、先に触れたごとく、組合構成員が、組合自体に対し負っている責任保証額である。それゆえ、担保保証という点では、貯蓄銀行の追加額と共通の面をもつものの、負担の主体については、まったく相違するわけである。また、こちらの追加額は、KWG第10条の責任自己資本の規定に明記されている点でも、貯蓄銀行のそれとは、位置付けが異なってもいるように思われる。

これを、責任自己資本に加えることに対する批判は、以下のごとくである。「信用協同組合が、充分業務力を備えたユニバーサル・バンクとして成長した後に、この銀行グループに対し正当化しえない競争上の優位性を与える」。⁽²³⁾

この批判に対して、ゲスラー委員会は、「まったく根拠がないわけではない」⁽²⁴⁾と慎重な表現を使っている。というのは、委員会は、この追加額が支払わなければならぬ危急の際には、むしろ償還リスクが発生するのではないかとの懸念をもつからである。また、委員会内部で、責任

自己資本の規定についての一致がないためでもある⁽²⁵⁾。

さらに O. ハーン教授の説明では、「実際には大口貸付などの場合、キャパシティーの計算には50%の追加額しか算入」されず、これが「多数の人が少額の出資金を出すことの理由」であると述べられている⁽²⁶⁾。

以上の二つの指摘を合わせると、信用協同組合におけるこの追加額は、担保・保証機能や信頼性機能という以上に、宣伝機能こそが、実際に果している役割としては大きいと考えざるをえない。ここにおいても、現在は機能の重点が移行したと考えるべきであろう。

ともかく、見解の相違はあれ、ゲスラー委員会多数派は、これを段階的に廃止することを提案している。これに対し、少数派は、中小企業の競争力を擁護するべく、維持存続を打ち出している。ただし、後者の見解でも、全額組み込みではなく、組合資本の50%に制限を置いており、実際上の運用に接近していることを付け加えておく必要があろう。⁽²⁷⁾

ただし、他方で、トクターマン氏にみられるごとく、この追加額の全面存続を主張する立場もある。氏は、その歴史的・経済意義を以下のように、シュルツェ/デーリッチュの文献によりつつ説明しようとする。⁽²⁸⁾

1. 協同組合は、「苦難の子 Kinder der Not」として誕生した。時代は19世紀中葉であり、ドイツの社会・経済構造がその深層部で激変した時期であった。この結果、中産層の大部分(小商人・小営利業者、自立的手工業者、農民層)は、生存の危機にさらされた。
2. これらの層の信用機関を望む声は、切迫し、広範囲のものであった。このような直面した、信用協同組合の目的は、個人では手にしえない信用を、組合的結束で獲得することであった。
3. この目的を、信用協同組合は、他の民間投資家、公共機関の手を借りずに自らの力で、全構成員の保証により遂行しようとした。「連帶責任の中に自助を組織するべく(全員が一人のため、一人が全員のため)、全個人の小額貯蓄のみならず、他の貨幣を流入させるような中間点を得たのである。信用は…全体にふり向けられ、わずかの期間で信頼が確保されると、もはやそれ以上の貨幣供給も必要とされなくなる」。
4. 組合的結合により得られた個人の信用利用は、その重大な部分が組合としての責任保証に根ざすものである。

5. これは、第三者からの借入に対する、一つの責任保証基盤として表せられる。「これが、無産者に対して、労働者、職人、小営利事業家の一大グループの連帶責任を介して、信用能力が問われた場合に、その倫理的責任保証を通して、信用力を築き上げるのである」と。(傍点は筆者)
6. 信用協同組合は、二重の性格をもつ。一方では、人的結合体で Personenvereinigung であり、個々の構成員が組合の担当者である。他方、共同経営体 Gemeinschaftsbetrieb であり、それ自身、一つの企業体である。
7. 組合の存亡のかかわる時には、債権者のために、構成員の資産に頼るのである。すなわち、構成員の無限責任義務により、債権者保護のため、組合の資産の著しい部分が、たいていは、わずかの「実体資本 Realkapital」(払込済業務持分と積立金)と未払込の「理念的資本 Idealkapital」から構成されているのである。

註

- 1) 文献① Tz. 639
- 2) 文献② Tz. 651
- 3) 文献① Tz. 664, Tz. 672—Tz. 675
- 4) 文献① Tz. 1260, Tz. 1261
- 5) 文献① Tz. 640
- 6) 文献① Tz. 654
- 7) 文献① Tz. 676
- 8) 文献① Tz. 678
- 9) 文献① Tz. 124
- 10) 文献① Tz. 641
- 11) 文献① Tz. 125, Tz. 1173
- 12) 文献① Tz. 1187
- 13) 文献③ S. 42
- 14) 文献④ S. 7～S. 22, ⑩14, 15ページ
- 15) 文献④ S. 176～S. 178 ここでは FDP の「銀行と市場経済」がとりあげられている。
- 16) 文献④ S. 179～S. 181
- 17) 文献① Tz. 1197—Tz. 1201

西ドイツ金融諸機関の自己資本問題

- 18) 文献① Tz. 1202—Tz. 1203, ④ S. 206—S. 207
- 19) 文献① Tz. 1206～Tz. 1210
- 20) 文献① Tz. 1217, Tz. 1218
- 21) 文献④ S. 193～S. 194
- 22) この問題はハーン教授の説明では、「貯蓄銀行においても責任保証額追加が認められることになるでしょう」とされている。ただし、連邦政府は、資本金の50%まで州・市市・町・村で保証を、連邦参議院は州・市・町・村の無限保証を認め、ゲスラー委員会、ブンデスバンクは両者とも否定の立場に立つといわれる。以上、文献②、日本語訳33ページ
- 23) 文献① Tz. 642
- 24) 文献① Tz. 682
- 25) 文献① Tz. 683
- 26) 文献② 「西ドイツの金融制度改革」32ページ
- 27) 文献① Tz. 682, 683, 685, 686, Tz. 1150—Tz. 1153, Tz. 1161—Tz. 1164
- 28) 文献⑤ S. 71～S. 83

IV. 信用制度法KWG第12条問題

KWG第12条が、信用機関の責任自己資本の財務機能にかかわるものであることについては、すでにのべておいた。

ただ、第12条の規制対象は、主として、信用機関の投資、しかも長期投資にかかわるものである点、第10条の規制とはやや性格を異にすると思われる。そのうえ、他銀行、会社に対する持株制限を、独禁法上何ら受けていない、ユニバーサル・バンクへの一定の規制を、このKWG第12条が加えている点、重大であると考えられる。

しかし、国外支店での信用ピラミッド問題にみられるごとく、この規制もまさがでてきたわけである。この点を含めた銀行批判の高まりの中で、ゲスラー委員会も、多少の変更を加えて、この規制の厳密さを高めるとしている。まず、批判論であるが、その論拠・主張をみてみよう⁽¹⁾。

1. KWG第12条でいう、持分所有 Beteiligungsbesitzen が何を指しているのか、についての規定が与えられていない。実際には、信用

機関は、非銀行業部門持株 Anteilbesitz が、その会社の名目資本の 25% を超えない限りは、持分とはみなしていない。KWG 第12条でいう持分が、あたかも信用機関と銀行に関連する企業に限られているかのようなものとなっている。(企業資本の25%以上の持株は、制止少數株として商法上の特権をもつ一筆者)

2. さらに、KWG 第12条は、子会社への信用が、しばしば、持分に似た、長期的性格であることを考慮していない。また多くの信用機関が、第12条のため、信用機関ではない子会社に資本投下をしている。これらの子会社は、自己資本が乏しいにもかかわらず、実質的には、親会社の資産であるはずの投下資本を、親会社の信用で融資もしている。
3. そもそも、第12条でいう長期投資の概念が十分な規定を受けていない。このため、譲渡宣言のもとに、実際には、手放しえない一活株式 Aktienpakete、不動産が第12条に組みこまれていない。
4. また、第12条の投資物件中には、営業用設備 Betriebs- und Geschäftsausstattung が欠けている。今日の銀行経営には、機械設備が重要であり、しかもそのそ重が大きく必要不可欠になっているため、これは常設されていなければならない。

以上の批判を受けて、同委員会は、次のような基本視点を打ち出している⁽²⁾。第一に、KWG 第12条の含意の根拠が、いわゆる銀行鉄則 goldene Bankregel にあること、である。これによって継続投資は、長期の自己資金をもって保証されていなければならないとしている。このため、第二には、信用機関が、長期にわたる、非銀行企業に対する株式所有を、第12条へ算入しないことには賛成しえないこと、とくにこの点では、信用機関と企業との間の共同責任 unternehmerische Mitverantwortung を負っている場合に限る必要はないと、主張する。

さらに、以上の視点に立脚して、同委員会は、第12条の運用の厳密化をねらい、次のような提案をした⁽³⁾。(重要と考えられるもののみ)

1. 持分概念を客観化するため持分 Beteiligungsbegeifff ではなく、株式所有 Anteilsbesitz の用語に改める。持株権 Anteilsrecht は、銀行に対してのものであれ、非銀行企業についてものであれ、信用機関の自己資本で保証されていなければならない。

2. この場合、信用機関と銀行関連企業に対する持株権は、持株高にかかわらず、すべてを含める。非銀行企業に対するそれは、一定の規模で算入する。(該当企業資本の5%に及ぶ場合—4人の委員、10%の場合—2人の委員。ただし、少数見解としては、金融関連企業に対してのみ他企業資本の25%を超える場合とする立場も付されている。)
3. ただし、持株には、直接所有と、子会社を通したものなど間接所有のものがある。委員会が、第12条でいう投資制限に入れるものと考えているのは、前者である。後者に関しては、運用の際の審査でチェックすることで十分である。
4. 持分概念の変化に伴い、第12条でいう、資産取得は、長期的なものとは限らなくなる。したがって「継続投資」という概念も削除すべきである。(多数意見、少数意見は、その必要を認めていない)
5. B/Sに記入される営業設備は、責任自己資本で保証すべき資産とする。
6. 仮に信用協同組合の責任保証追加額が、段階的廃止とならない場合にも、少なくとも、第12条の枠内での、これまでの優遇処置は、とり払うことをすすめる。

みられるごとく、多数意見は、ほぼ銀行批判論を受け入れている。しかし、一つだけ、第12条への信用機関の子会社に対する債権の算入についてだけは、必要性を認めていない。それは、これがKWGの他の条項で十分制限されていること、またこのような子会社への融資については、自己資本財に代わる信用保証が前提されていることなどが、その理由として挙げられている⁴⁾。

註

- 1) 文献①、Tz. 690—Tz. 694
- 2) 文献①、Tz. 701—Tz. 703
- 3) 文献①、Tz. 1234, Tz. 1236, Tz. 1237, Tz. 1249, Tz. 1253, Tz. 1255
- 4) 文献①、Tz. 1245

ま と め

本稿の目的は、西ドイツ信用制度法第3次改正をめぐり行なわれている銀行自己資本問題に関する論争を解明することであった。このため、筆者は、現在までに収集した、諸文献にもとづき、まずこの問題をめぐる論争の焦点、各論者の主張・提案の論拠を整理することを試みたわけである。

その手始めとして、1970年代のユニバーサル・バンク批判との関連での、銀行批判論と反批判論の主な議論を、ゲスラー委員会報告により、検討した。なお、この専門委員会の報告は、ハーン教授によると、西ドイツ本国以上に、日本を含む諸外国で過渡に重要視されているとのことであった。ただ、筆者が、この銀行自己資本問題に最初に触れたのが、この報告であり、かつ諸論点が、一部を除き、ほぼ網羅的に取り上げられているために、本稿でも、筆者は、あえて多いに利用することとした。しかし、ゲスラー委員会、とくにその多数派見解には、数多くの反論、批判が研究者、銀行経営者から寄せられている。したがって、この委員会が提起した諸提案は、あくまで、前SPD政府の諮問に対する、専門的見解であることは踏まえておかねばならない。

それは、そもそも冒頭でも述べたごとく、政策上の諸提案、提案の根拠には、西ドイツ金融諸機関グループの利害が様々に絡んでいる事態があるからである。しかも、この利害関係は、1970年代に突如として生じたわけではなく、歴史的事情にもとづくものであったことも念頭に入れておかねばならない。すなわち、銀行自己資本問題は、ユニバーサル・システムに伴う、きわめて構造的な問題であるといえる。この点は、ゲスラー委員会の答申の表題に、『信用制度の根本問題』という名が付され同委員会自身が、他の論者により、「構造委員会 Strukturkommission」と呼ばれることにも表わされている。

さらに、この問題が一層複雑で、熱い議論をまきおこしているのは、信用制度法自身の在り方にも関連する。というのはドイツでは1934年の旧信用制度法成立以来、経済上の役割・性格の異なる諸金融機関に自己資本に対する、行政上のコントロールが、すべて一本の法律で基礎づけられている、という事情がある。(この点は、興銀データサービスの

西ドイツ金融諸機関の自己資本問題

資料で、他国との比較により、詳細な説明が与えられている。) このためKWG上において例外処置の名記、また、運用上の弾力処置など、統一立法とはいえるが、なかなか実施上は、統一的運用がなされない可能性をはらんでいるわけである。

そこで、今回の信用制度法改正をめぐる議論では、この国内競争条件の平等・不平等いかんということが、一大焦点となったわけである。すなわち、KWGのもつ、競争政策の中立性の問題である。これを歴史的にみると、第二次大戦をはさむ約30年間に渡る、諸金融機関に対する保護的対応を、現在の時点で再評価する時代に入っているということになろう。

今回の改正案では、いまの所、国内問題では、具体案が出てきてはいない。仮に、ゲスラー委員会多数派の主張通り、銀行自己資本が、経常損失に参加する、払込済資本のみと規定されることになると、国内論争は、より激しいものとなろう。集中、合併がひん発することが明らかである。しかし、おそらく事態は、この方向には向かないであろう。逆に、ハーン教授の見通しのように、貯蓄銀行に対する公的負担を強化する案が現実となる可能性もある。金制自由化に伴う、競争が激化する一方で、銀行コンフェルンを頂点とする、金融カルテルの網の目が、他方に存在することは、忘れてはならないであろう。

ところで、西ドイツ金融諸機関の国外支店の自己資本に対する規制の問題では、国内にも強力な反論は、行なわれていないようである。改正案では、これが前面に出されており、ほぼ、連邦議会を通過することは、間違いないと思われる。これまで放置されていた諸銀行の、 EURO市場等での多国籍的活動は、連邦監督局による、一定のコントロールを初めて受けることになる。ただし、規制の強化とはいえるが、あくまで、国際競争力の維持ということが十分配慮されている。このため、実際の新たな改正法の運用は、やはり弾力的となるであろう。もちろん、改正法への移行にも、経過処置がとられるであろう。

なお、KWG第12条についても触れておく。ゲスラー委員会の提案で、営業用設備をも、ここでの投資物件に含めることが提案されていた。これは、銀行経営への電算機システム導入を考えに入れたことは、明白であろう。

西ドイツでは、すでに、国外支店を含むコンツェルン全体の与信枠を、本店でコントロールするシステムを稼動させている銀行もでてきている。

(鈴木広太郎、「脚光浴びる、マネー・マーケット取引のリスクマネジメント」西ドイツ銀行が開発した『グローバル・リミット』の実際、『財政金融事情』、1983.7.11、44-47ページ)

以上のことから、銀行経営の立場からみても、ほぼ、信用制度法改正に備えた対応が行なわれているとみてよいであろう。ともかく改正案そのものについては、連邦議会での成立を待つ他はない。

最後に、本稿では、西ドイツ金融諸機関の自己資本の、量的側面についての、経済的、経営的分析は、行ないえなかった。これについては別稿にまとめる予定でいることを付け加えておきたい。

追記

諸資料・文献収集上、次の方々のお世話をいただいた。ここに記して、感謝することとしたい。中央大学助教授、高橋由明氏（文献②）、講演会当日の報告レジメ、北星学園大学教授、笹川紀勝氏（文献⑥）、日本興業銀行札幌支店、沢田昌博氏（文献⑩）。

なお、本稿は、昭和58年度科学研究費補助金（奨励研究A）による研究成果の一環である。

拙稿前稿引用文献上の誤りがあり、ここに訂正する。

- ⑩ Herman J. Abs, Konzentrationsbestrebungen im eutschen Bankwesen, Zeitschrift für Unternehmensgeschichte 1/1980, 25 Jg. Heft 1, □ Beiheft 11 der Zeitschrift für Unternehmensgeschichte, 1978.
(北星学園大学、『北星論集』、19号、1981、開学20周年記念論集、171ページ、掲載)